

前回審議会（平成 21 年度）の答申内容

1. 公共下水道使用料体系

公共下水道使用料については、現行の使用料より平均 5.8% 引上げした金額とし、下表のとおり改定されることが適当である。

◆使用料体系（2 箇月分の税込金額）

使用料区分	排除汚水量	現 行	改定後	改定額	改定率
基本使用料	20 m ³ まで	2,122 円	2,414 円	292 円	13.8%
超過使用料 (1 m ³ 当り)	20 m ³ 超～40 m ³	157.50 円	178.50 円	21.00 円	13.3%
	40 m ³ 超～100 m ³	201.60 円	201.60 円	据 置	
	100 m ³ 超～200 m ³	259.35 円	259.35 円	〃	
	200 m ³ 超～1,000 m ³	304.50 円	304.50 円	〃	
	1,000 m ³ 超～2,000 m ³	317.10 円	317.10 円	〃	
	2,000 m ³ 超	328.65 円	328.65 円	〃	
			平均改定率	:	5.8%

2. 使用料の算定期間

公共下水道使用料は、公共料金として安定を保つことが望まれる反面、あまり長期にわたる算定期間を設定すると、経営見通しの確実性を欠くこととなり、市費による負担の増大につながる懸念される。

このことから、今回の使用料の算定期間は、概ね 3 年間とする。

3. 補足事項

未整備地区の解消を図るよう、引き続き公共下水道整備の推進に努められたい。